

議 第 7 1 号
令和3年8月26日提出

熊本博物館協議会規則の一部改正について

熊本博物館協議会規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本博物館協議会規則の一部を改正する規則

熊本博物館協議会規則（昭和58年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「定例会及び臨時会とし、定例会は年3回、臨時会は必要に応じて開催する。」を削り、「会長が招集し、会長がその議長となる。」を加える。
同条第2項を削り、同条第3項及び第4項を1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

（提出理由）

熊本博物館協議会に関し、同協議会規則第3条に規定されている会議開催に係る条文の一部を削除し、回数に縛りを設けず、柔軟かつ効率的な会議開催の運用を行うため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本博物館協議会規則（昭和58年教育委員会規則第2号） 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">熊本博物館協議会規則</p> <p>第1条～第2条 【略】</p> <p>（会議）</p> <p>第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は<u>会長が招集し、会長がその議長となる。</u></p> <p><u>【削除】</u></p> <p><u>2</u> 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。</p> <p><u>3</u> 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第4条～第6条 【略】</p> <p>附 則 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規則は、令和3年4月28日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和3年9月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">熊本博物館協議会規則</p> <p>第1条～第2条 【略】</p> <p>（会議）</p> <p>第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は<u>定例会及び臨時会とし、定例会は年3回、臨時会は必要に応じて開催する。</u></p> <p><u>2</u> 会議は、<u>会長が招集し、会長がその議長となる。</u></p> <p><u>3</u> 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。</p> <p><u>4</u> 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第4条～第6条 【略】</p> <p>附 則 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規則は、令和3年4月28日から施行する。</p>